

大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業
～同一建物(施設)内での複数サービスにおける一時支援金事業:申請の考え方～

図1: 介護・障がいの訪問系サービスについて、同事務所で複数の事業者指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所、**同区画**)

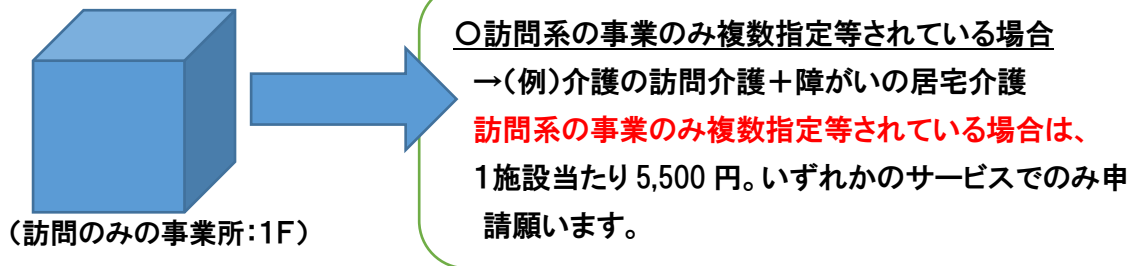


図2: 同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所。**ただし1階、2階で分かれていたり、区分してサービスの指定を受けている**場合は、**それぞれで申請することが可能。**)

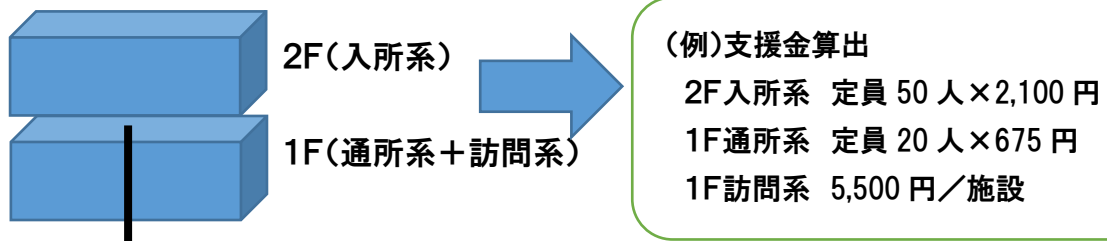
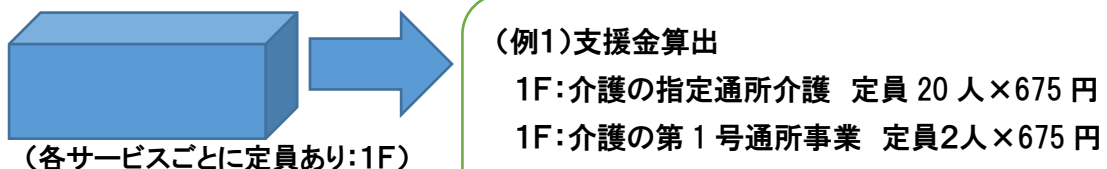


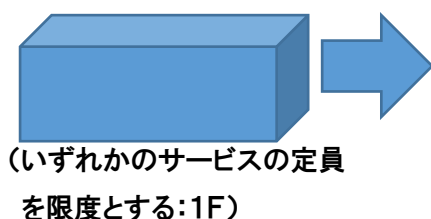
図3: 同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所。**ただし区分せずに同じ場所で**サービスの指定を受けている場合は以下のとおり。

A: 通所系で同時刻における最大利用者数が各サービスごとに定員が定められている場合は、**それぞれで申請することが可能。**



(例2)支援金算出
1F:障がいの生活介護 定員 10 人×675 円
1F:障がいの就労継続支援B型(多機能型)
定員 10 人×675 円

B:通所系で同時間における最大利用者数がいずれかのサービスの定員を限度とする場合は、いずれか**1つのサービスでのみ申請することが可能。**



(例)支援金算出

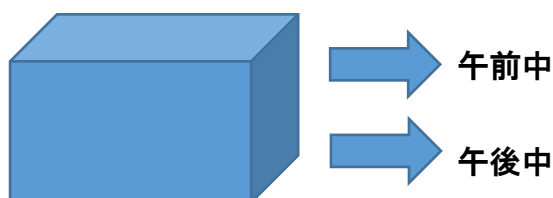
1F:障がいの放課後デイサービス定員 10 人=限度

1F:障がいの児童発達支援 定員 10 人

(多機能型障害児通所支援事業所)

1F:障がいの放課後デイサービス定員 10 人×675 円

C:通所系で実施時間を分けている場合は、**いずれか1つ、定員の大きい方のサービスでのみ申請可能。**



(いずれか1つ定員の大きい方でのみ申請:1F)

(例)介護の通所事業所で複数単位で運営している場合

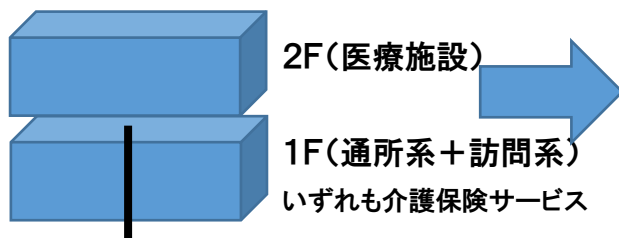
午前:定員 20 人=大きい方

午後:定員 15 人

→定員 20 人×675 円

図4:同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所。**ただし2階は医療施設、1階は介護保険サービスの指定を受けている場合**)は、**それぞれで申請することが可能。(医療施設の支援金は医療での申請が必要。)**

★医療施設は、訪問系も通所系も実施していない。



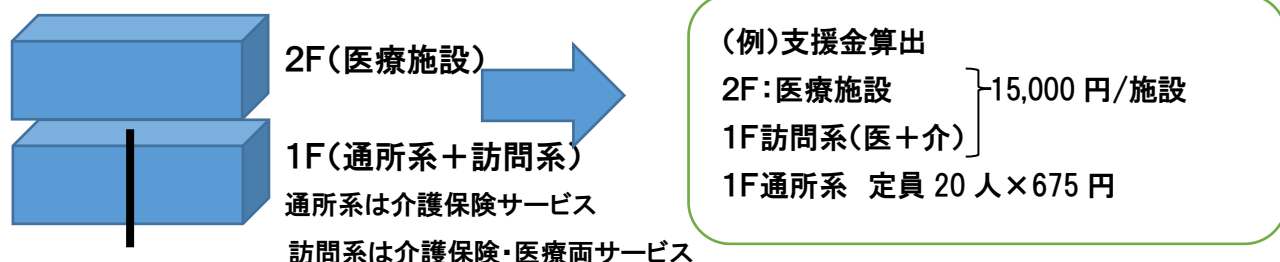
(例)支援金算出

2F:医療施設 15,000 円/施設

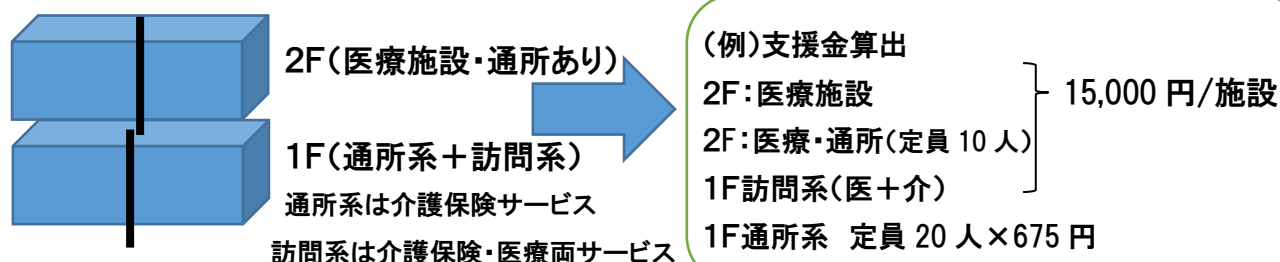
1F通所系 定員 20 人×675 円

1F訪問系 5,500 円/施設

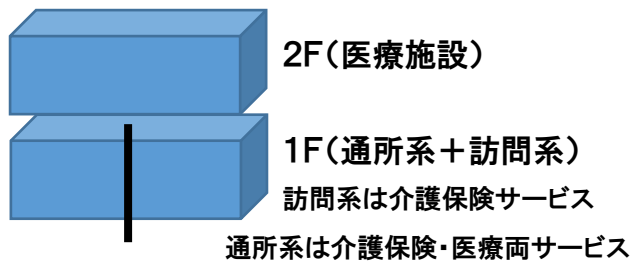
- 図5: 同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所。ただし2階は医療施設、1階は介護保険サービスの指定を受けており、訪問系では医療保険サービスも実施している場合)は、それぞれで申請することが可能。(医療施設の支援金は医療での申請が必要。)
- ★医療施設は、訪問サービスを実施しており、通所サービスは実施していない。



- 図6: 同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所。ただし2階は通所サービスも実施する医療施設、1階は介護保険サービスの指定を受けており、訪問系では医療保険サービスも実施している場合)は、それぞれで申請することが可能。(医療施設の支援金は医療での申請が必要。)
- ★医療施設は、訪問サービスも通所サービスも実施している。
- ★通所系は医療と介護が別体制で実施されている。



- 図7: 同じ建物で、複数のサービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所。ただし2階は医療施設、1階は介護保険サービスの指定を受けており、通所系では医療保険サービスも実施している場合)は、それぞれで申請することが可能。(医療施設の支援金は医療での申請が必要。)
- ★医療施設は、訪問サービスは実施していない。
- ★通所系サービスは、医療と介護が一体的に実施されている。



パターン1、パターン2いずれかの
申請が可能

(例)支援金算出 パターン1

2F:医療施設	}	15,000 円/施設
1F:通所系(医療保険+介護保険)		
1F:訪問系 5,500 円/施設		

or

(例)支援金算出 パターン2

2F:医療施設 → **申請しない**

1F:通所系(医療保険+介護保険) 定員 20 人×675 円

1F:訪問系 5,500 円/施設